

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会・中間とりまとめ」の概要①

新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

今後、地方公会計の推進を図るためには、その整備にあたっての標準的な考え方・方法を示す基準を設定することが必要

- ・活用の充実等のために、他の地方公共団体と比較が可能であることが重要
- ・地方公共団体全体としての財務情報の開示のために、財務書類の作成の基本となる部分は、統一的な取扱いとして整理すべき

基準のあり方について

総論（財務業績の考え方）

- 右記の地方公共団体の特性を踏まえると、
- ① 一会計期間の経常的な費用がどの程度あり、
 - ② それが税収等の財源によってどのように賄われ、
 - ③ 固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示す
- ことによって財務業績を評価することが適当

＜地方公共団体の行財政運営の特性＞

- ・総合的な行政主体であり、経常的・投資的事業の双方にわたって様々な業務を担っていること
- ・課税権を有するとともに、多くの地方公共団体で税収以外の地方交付税等が収入の一定割合を占めていること
- ・一部の特例的な公債を除き、建設公債主義の下で公債の発行を行っていること

各論（財務書類4表等の取扱い）

貸借対照表：有形固定資産の評価基準については、実務的な要素も考慮に入れた上で再整理が必要

行政コスト計算書・純資産変動計算書：財務業績の考え方を踏まえ、わかりやすさや継続性等に配慮し、具体的な検討を進めるべき

資金収支計算書：既存の決算情報との関連性や、現金収支と発生主義による費用と財源の差額の違いを説明することが必要

※その他：インフラ資産に係る減価償却の計上方法について再整理が必要

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会・中間とりまとめ」の概要②

今後の実務上の課題と対応の方向性

(1) 固定資産台帳の整備

- 資産・債務改革のみならず、公共施設の維持管理・更新等の把握の観点からも固定資産台帳の整備は必要不可欠
- いつまでにどの程度のものを整備するかは、実務的な検討が必要
- 特に道路等のインフラ資産は、簡便的な方法を検討すべき

(2) 複式簿記の導入

- 検証可能性を高め、事業別・施設別等での分析を可能とするため、複式簿記の導入は必要不可欠
- いつまでにどの程度のものを導入するかは、実務的な検討が必要

(3) 開示等にあたってのわかりやすい表示等

- 円滑に導入に向けた取組が進むよう、関係者の理解が促進されるよう様式等は簡素でわかりやすいものとする必要がある

(4) 活用の充実等

- 財政の効率化・適正化につなげるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要
- 一層の活用を図るため、財務書類の作成及び公表の早期化が必要

(5) 地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育

- 適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要

(6) 地方公共団体における事務負担等

- 新たな基準の導入にあたっては、いずれの地方公共団体においても相応の調整を行う必要があることから、慎重に進める必要がある
- 特に小規模団体における体制の確保やコスト負担等について配慮等が必要

(7) 地方全体に係る連結等の取扱い

- 地方公共団体の全体としての連結のあり方等について、集計方法等を含め、更なる精査を行っていく必要がある

(8) 実務の円滑な実施に向けた全体的なロードマップの提示

- 新たな基準の導入にあたっては、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論等も踏まえた全体的なロードマップを示し、円滑に実務が実施できるよう配慮すべき